

第4回 八戸市新産業団地開発用地選定委員会 議事録

日 時：平成28年10月25日（火）14:00～16:30

場 所：八戸市庁 本館3F 第3委員会室

出席委員：7名

丹羽委員長、山内副委員長、熊谷委員、馬渡委員、藤田委員、山田委員、田島委員、
オブザーバー：

国際航業(株) 片桐氏、脇坂氏

事務局：

中村商工労働部長、船田商工労働部次長兼商工課長、田中産業労政課長、大沢副参事
(企業誘致推進GL)、中嶋主査、白藤主査、工藤主事

傍聴者：1名

次 第：

- 1 開会
- 2 審議案件
 - ・ 候補地毎の意見交換・議論
 - (1) 候補地⑧の概要等について
 - (2) 候補地⑨の概要等について
 - (3) 候補地⑩の概要等について
- 4 その他
- 5 閉会

開 会

司 会： 本日は、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから「第4回 八戸市新産業団地開発用地選定委員会」を開催いたします。本日の会議は、加藤委員が欠席する旨の連絡がありましたことから、委員7名が出席でございますが、「八戸市新産業団地開発用地選定委員会規則」第5条第2項により、会議が成立することをご報告いたします。

また、本日の議事は、お手元の次第にそって進めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、議事に入ります。丹羽委員長よろしくお願いたします。

審議案件 候補地毎の意見交換・議論 (1) 候補地⑧の概要等について

委員長 : 会議の開催案内文にも記載されておりましたが、本日の会議では、前回の第3回委員会で議論した4箇所の子続きの、残り3箇所について議論してまいります。候補地毎の議論時間に不公平感のないように、前回同様、1候補地につき30分～40分程度で進めて行ければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また前回の会議では、最初は議論項目ごとに進めてまいりましたが、途中からは全体を通しての意見を伺うこととしたことから、意見の出ない議論項目も見られましたので、今回の会議では、また議論項目ごとに意見を伺いたいと思います。

また、前回会議と繰り返しとなりますが、今後の作業といたしまして、次回の第5回委員会において、候補地7箇所を横並びで比較して評価し、第6回委員会で開発地を選定することとなりますので、お話しいただく際には、評価すべき点や優れている点などのプラスの要素、一方では懸念される点や劣っている点などのマイナスの要素につきまして、委員各位の評価を明確にお示しただければ、選定作業が円滑に進むものと思っておりますので、その辺を意識いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは「候補地ごとの概要について まずは候補地⑧について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 候補地⑧の説明に入る前に、前回の第3回選定委員会の中で出された質問の中で、回答を保留していたものがありましたのでその報告をいたします。全部で4点あります。1点目は、候補地②のボーリング調査箇所が五戸町になっているがデータに間違いはないかという質問がありました。それにつきましては、鉄道・運輸機構青森工事事務所に照会しまして、ボーリング調査は国有鉄道の昭和54年に発注したものです、位置関係から推測すると住所は別にしてあると思われる、という回答を得ております。2点目は、議論項目の自然・社会環境に関連しまして日照の基準に関する質問ですが、これについては工業団地の造成に伴う日照に関しましては定量的な規制基準はない、と聞いております。造成後の施設建設に伴う影響については立地企業側の配慮事項となる可能性もありますが、造成に際しての明確な基準はないということです。3点目は、北インター工業団地内のエプソンアトミックス㈱で使用している井戸水は自噴かどうかという質問ですが、これについてはポンプでくみ上げていると同社から確認しております。4点目は、議論項目の確保の難易の課題・検討事項等にある相続未登記の件数に関連して相続未登記期間の質問に関してです。これについては候補地②から順番に申し上げてまいります。候補地②は相続未登

記件数が 10 件ありまして、平成 10 年 4 月から相続登記されていないのが最も古いものとなります。候補地④は相続未登記件数が 4 件ありまして平成 22 年 7 月からのものが最も古いものとなります。候補地⑤は相続未登記 14 件のうち平成 11 年 11 月のものが最も古く、候補地⑥は 19 件のうち平成 12 年 2 月のものが最も古いものとなります。候補地⑧、⑨、⑩はこれからの候補地毎の概要説明時にご案内いたします。以上で報告を終わります。

それでは候補地⑧の概要等の説明に移ります。

〔資料に基づき事務局説明〕

委員長 : それではただ今の事務局からの説明に対し、議論項目に沿ってご意見、ご質問をいただいておりますが、前回の会議のように、関連する項目についてはいくつかまとめて、大きなポイントになるものから順に進めてまいります。

まずは、工事の難易と地盤・地質の 2 つの項目をセットにして議論してまいります。プラス面、マイナス面のご意見をよろしくお願いします。

委員 : 即時沈下の可能性があるということだが、施工中の圧密沈下ということだから、かさ上げが大事ということで、不足土量を見込んでいないということが言いたいのです。ほかも一緒ですね。施工が終わってからどんどん沈むというイメージの文章とは違うということでもいいですね。これは普通にやれば当たり前のことです。盛土で 15 メートルとか、30 メートルなどとても高いところはあるのですか。

事務局 : いえ、そこまでの設定は今回していません。

委員 : していませんですね。地盤系はそんなに悪くなさそうだと思っております。地形もそんなに悪くはないのかと。資料に書いてある、工業用水供給水道管なしということは、別に施工に問題があるということではないのですね。

オブザーバー : 何かしら水に関する、導水に関する計画を検討しなければいけないということが出てくる可能性があります。今一番近くても口径が 400mm で、立地する企業の生産形態によって水が不足すれば、少し少ない可能性が出てきます。

委員 : そうすると工事は何とかなるかもしれない。

事務局 : 実際に造成するにあたって、下水道や工業用水は必要ないのですけれども、工事が終わって造成されたときには給水なりそういう設備は中のほうにきちんと引き込むという形になると思います。

委員 : だから問題ないという話ですね。

事務局 : 圧密沈下の可能性というものは、ほかの記載があるところとないところがあるのですけれども、ここは田んぼだということ、その田んぼのところは今埋めて、造成した際に圧密沈下の可能性があるということ。この候補地⑧

のところは書かれております。

委員：山林のある候補地⑤と候補地⑥には、そういう記載はなかったでしょうか。

事務局：あとほかに候補地④にもそのような記載はございません。以上でございます。

委員：これで見ますと30メートル以上でN値50ですが、前に話したかもしれませんが、標準的な話をすれば結局ここへ建物を建てようとするとう当然杭を打たなければならない。鉄骨3階建てでやるとすれば概算で見積もる場合、10メートルで大体5,520円かな。30メートルになると2万1,280円を建築費のほかにプラスして見なければならないのだそうです。そうすれば深ければ深いほど買った方の負担が増えるということが想定されます。その辺は買う方にとってはマイナスの要因かと思えます。地盤以外は大変立派なところなのでいいと思っていました。ただそのようなことがあるかもしれません。これは私が聞いたことなので、いろんな建物の構造、階数、杭の種類によって違うのだそうです。これは私が聞いた話です。

候補地②のところでもお話しした新幹線からの電波障害のエリアですが、これで見ますと大体17ヘクタールくらいがあたるかと思っていました。新幹線側です。新幹線からの電波、雑音とかノイズの影響があります。以上です。

委員長：ほかにありますでしょうか。ないようでしたら次に進みますが、よろしいでしょうか。それでは次に調整の有無と確保の難易についてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

委員：平成2年から相続登記されていないということなのですが、これは何か問題点を伺っていましたか。特に聞いていませんか。

事務局：こちらの確認の仕方は、いつその地権者が死亡されたかの確認をしているところなので、要因まではわかりません。

委員：それともう1つ、これは経験上申し上げますけれども、新幹線の用地買収のときに登記上の場所と自分の土地だと思って耕作している場所が違っていたという相談がありました。それは当事者で話をするしかないかと一応返したのですが、こういったことが候補地②付近でありました。

国調にいた時がありまして、境界がおかしいと。行ったら耕作している土地と登記上の住所が違うわけですよ。これは違っているでしょうと。新幹線が来れば当然買収などで問題になるので、早く解決したほうがよろしいのではないですかと言っても、そこの親父さんはこれでいいのだと言って全然話にもならなかった。そのようなことが見受けられましたので、この場所のほかにもあるかもしれません。これは余計なことですけども。どうしてあのようなものかわからないのです。

委員長：それは本当に厄介なのですよね。

委員：いいほうを主張しますから。例えば区域に入るか入らないでは、当然入るほ

うを主張します。登記上違っていても、自分がこっちだと言えばそれが間違いで、争いのもとになるかもわからない。そのようなこともあったりしたと聞いていました。以上です。

委員：　そういうことはあちこちあるのでしょうか。

委員：　そういうことはどこでもたまにあるみたいです。類家でもあったのです。某会社の土地と隣が逆だったのです。これは私の勝手な予想ですけれども、例えば引き渡しをするとき、誤って渡したのかもしれないです。

委員長：　人的なものが多いですね。

委員：　そうですね。

委員：　幹線用水路が横断しているのですけれども、これは暗渠にするという感じで、別に何の支障もないととらえていいのですか。これは切り回しするわけではないのですよね。資料1－3の図を見ているのですけれども。

事務局：　これにつきましては今エリアのシミュレーションでの図面になっているので、例えば実際にもう少し左右にエリアが広がった場合は切り回しが必要になるところも出てくるかと思えます。そういう意味で今後実際に進んでいくにしたがってはそういう切り回しの可能性も協議していく必要があるということで、課題というところに掲げている状況になっております。

委員長：　ほかに何かありますでしょうか。ないようですと先に進みたいと思えます。それでは次に総合的なアクセスと開発コストについて何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委員：　都市計画道路の予定ですが、もう買収に入っている状況ですか。

事務局：　今年度から用地買収に入るといように聞いております。

委員：　ただその辺は価格交渉に絡んでくるのですよね。そういう線整備が入ると、まず間違いなく値段が上がる。どこどこは幾らで売ったから、それをメインでやられてしまうと結構厳しいということがある。まだ入っていないければ、逆にいいと思ったのですけれども。

委員：　ここに接道する国道454号の架け替えのときは時間がなかったのです。

委員：　そうですね。そうするとみんなその値段を知っていますよね。だから開発コストは安くても買収が高くなってしまうと、結局、分譲価格が高くなってしまいます。

委員：　当時から地価は下がっているのでもいいのですけれども、その価格でということはないと思えます。比較的高めになるといった経緯は過去にあります。

委員：　その場合、分譲価格がこの値段でいけるかどうか。

委員：　道路用地の買収が始まっているのですから、それによっては買収価格のコストにある程度変動が出てくるということですね。

委員長：　ほかに何かありますでしょうか。ないようですので次に進みます。次はその

他の地区外付帯関連施設の改修などのところですか。ここについてはいかがでしょうか。

委員： その他の前の項目でもいいでしょうか。

委員長： はい、どうぞ。

委員： 農振地域から農地をどう外すのかということが、ここは読めない。もちろん頑張ればという話もあるのですが、今のシミュレーション上の外し方では100パーセント無理だと思うのです。工事する視点ではこの水路に囲まれた中でということになるのですが、要は一団の農地を分断する形で切るので、農地サイドからすればもっとも嫌われる外し方なのです。もしこの形でないように外すとどうするのか、鉄道のほうまで付けるのか、もう少し下のほうとするのか、外し方次第ではかなり問題があるのではないかと思います。どういう手法で外すのだろう。何か理由がないとここは優良農地で農地転用はできないので結構難しいと思う。都市計画道路の西側だけであれば、ひよっとするとその都市計画道路で分断されるので、そこは外してもいいよとなるかもしれないですけど、今のシミュレーションの図ではなかなか厳しい。ただ、都市計画道路の西側だけだと面積は相当小さくなってしまいます。それとさっきも言っていました、水路が真ん中にあるので、その水路の付け替えということは当然出てきます。

委員： 農業サイドでは水路の暗渠を嫌いますよね。

委員： 嫌います。

委員： オープンでないとだめだと言われますよね。

委員： 西側を全部やるということになれば、これは完全に付け替えという形になりますよね。法規制的にここはかなり厳しい場所だと思います。10年くらいかかってもいいというなら別ですけども。

あと計画道路も計画だけだと農地サイドはだめなのです。実際に道路ができて、自動車が走って、確かに分断されていますということがないのだめなのです。

委員： 西側だけとなるとそうなるのだろうね。

委員： そうなのです。農地サイドはうんと言わないと思います。

委員： 今のお話と少し関連しますが、駅西の区画整理と国道454号の間が空いているのですが、当時、確か駅西と国道454号までを一緒に農振から外したはずで、そういう区画整理の部分だけで我々はよかったですけれども。今は結構家なども見かけています。

委員長： ほかにはございませんでしょうか。何か気が付きましたらまたご意見をいただければと思います。それでは次に、残っている項目については一括して進めたいと思います。まず土地の一団性、法的手続き、それからその下の自然・社

会環境、あと災害です。この4つをまとめてお願いしたいと思います。

委員： 周辺の景観への影響でイメージがわからないのですが、あそこはきれいな水田ですよ。水田のところに高台移転のような感じで盛土ができるのか。大体あのままの高さでできるのか、イメージを教えてください。私は南三陸町とか、いろんなところに行って、高台移転を見ているので、そっちのほうとは少し違うと思いますが、この間視察した時の水田の稲穂くらいの高さのイメージでいいのですか。

オブザーバー： そうですね。造成自体は周辺の道路の高さと合わせて造成することになります。道を遮るようなものがこの辺にはありませんから、建物ができたときの景観への影響ということです。

委員： 法律違反がなければいいと思っている立場だから、やはり産業団地をつくるのだから、工場を建てて見栄えが悪いという話もないのではないかという気がしている。多分、道路際に3階建てなど高くはつくらないと思いますが。

事務局： ご参考になるかどうかかわからないのですが、八戸市の卸団地が同じようなイメージです。全面的に田んぼのある中に建物ができるということです。多分景観的にはああいっただ形になるのかと思います。

委員： この自然・社会環境で私が気になったのは、ある程度の集積が見込めるということで、集積は大事だろうと。お客さんが来てくれるほうが大事だろうと思って気にして見ていました。

委員長： ほかにいかがでしょうか。ないようでしたら終了とさせていただきます、また何かありましたらお聞きしたいと思います。候補地⑧を一通り議論してきたわけですが、ほかに何かあればお願いします。なければ次に進みます。それでは先に進みます。

審議案件 候補地毎の意見交換・議論 (2) 候補地⑨の概要等について

委員長： 次に、候補地⑨に移ります。
候補地⑨の概要等について、事務局から説明をお願いします。

[資料に基づき事務局説明]

委員長： それではまた同じように工事の難易と地盤・地質についてご意見、ご質問をお願いします。

委員： 工事の難易の不足土量が6番目に多いというのは、7候補地の中の6番目で少ないほうと理解していいのだろうか。第一次選定のときの14箇所の中の6番

目という意味ですか。

事務局 : 今の7候補地の中の6番目です。

委員 : ここは少ないほうなのです。前と同じで水路の切り回しが必要になってくるのだろうけれども、バランスはいいのかと思っています。

委員 : 橋の高さとの関係はどうなのですか。ここは橋の高さよりも低いのですか。

事務局 : 水田は橋よりも低いです。

委員 : そうですね。この写真の道路も低いのですか。

事務局 : 資料2-3の1番の写真の両脇に付いている道路が橋から渡って真っすぐの道路です。この道路からは水田が低くなっています。

委員 : この道路は橋と同じ高さですか。

事務局 : 正確に測ったことはないのですけれども。

委員 : 確かに低いですね。おぼろげながらなののですけれども、橋のほうが道路よりも高かった記憶があります。

委員 : 写真で影が映っていますから、多分水田のほうが低いのではないですか。

委員 : 後ろのほうに書いてある1橋約4億円、2橋で8億円というものは選定に際して気にしなくていいのですか。

委員 : 工業団地をつくるのであればマストだと思います。そうでなければ企業は来ないです。しかも1橋だとそこがだめになったら通れなくなってしまいうから、必ず2橋必要です。あと、真ん中付近が白くなっているけれども、もともと農地から外れて集落だったのですか。

事務局 : ここは多分住宅が張り付いて宅地になっているので、最初から農地としての開発はしていなかったのだと思います。ここだけに集中して住居が密集している形になっています。

委員 : 10戸近くある感じですね。

委員 : 今の状況のまま移転しないと、住居の周りに産業団地がある住工混在に最初からなりますね。やるならやはり移転していただくか、もっと西側半分だけにするか、どちらかにしないとあとあと問題になりますよね。例えばここの方々が工場に行くトラックと同じようなところを一緒に走ってもしも何かあったときや、大体橋が渋滞しますから、朝晩の通勤で渋滞するようになったりすると、この辺の人たちから苦情が出る可能性がありますよね。

委員 : エリア内に集落があるが、シミュレーション上は集落が外れていると書いてはあるものの、課題ですね。

委員 : 課題ですね。

委員 : 1つ質問よろしいですか。先ほどの候補地⑧も含めて農地になるのですが、地権者数180の方々が田んぼで栽培していると考えていいのですか。それとももう少し大規模営農のような形で、何軒かの農家の方が栽培されているのでし

ようか。

委員：貸していたりしますから、多分それはわかりません。

事務局：地権者は土地の所有者ですので、それを耕作している方とは別と考えていただいたほうがいいと思います。集約している方も中にはいらっしゃるかもしれませんが、そこを把握はしていません。

委員：登記上の所有者ということですね。

事務局：はい、登記上の所有者ということで理解していただければと思います。

委員：実際どのくらいの方々が営農されているのかわからないのですが、確かに産業団地で大量の人の就業場所ができるということがあるのですが、一方で現にここで農業をされて生計を立てている方々の生業を奪っていくということでもあるので、その辺をどのように考えていくかということは気を付けなければいけないと思います。

委員：現地の大部分は耕作放棄地ではなかったですね。いい田んぼでしたね。

委員：土地改良区で意見書を前向きに書いてくれるかどうかということも議論の中に入れないと。前回の会議では前向きに書かないのではないかとされる改良区がありましたよね。

委員：やはり年を取った方が耕作しているから、いい意見を書いていただけるのではないですか。あと、8月ごろに私はこの委員だということは申し上げずに歩いていて、たまたま田んぼに結構年を取った私より年上の方がいらっしゃいましたので、昔の話をお聞きしました。そしたらトラクターができたばかりのころ、入ったらはまって上がれなくなって、ブルドーザーを頼んで引き上げたとか、そのような話をしました。ここに出てくる農林サイドの排水事業のおかげかもわかりませんが、今は問題ないと言っていましたけれども。あとは全部ではないですが、あまり地盤のよくない場所もあったということです。

委員：地名を見るとなかなか立派なところのようだと思いますが。

委員：ボーリングデータを見れば結構土になっています。エリアの真ん中辺りはどうかわかりませんが、端のほうは植物や腐植土は少ないようです。

委員長：ほかには何かありますでしょうか。ないようでしたら次に進みたいと思います。次は調整の有無と確保の難易についてでございます。同じようにご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委員：ここは馬淵川土地改良区だけになりますか。豊崎の土地改良区もありませんでしたか。元の支所が土地改良区の事務所になっているのではありませんか。何か看板を上げていますよね。

事務局：元の支所のところにあるのは浅水七崎土地改良区です。

委員：そのエリアではないわけですか。

事務局：近くにその改良区の管理地があります。シミュレーションエリア外ですが、

資料 2-3 で南側にある用水路よりも南側にあるのが浅水七崎土地改良区の管理エリアになります。

委員 : はい、わかりました。あと、昭和 61 年に亡くなってから、30 年も相続がされていないということは少し根が深いかもしれません。

委員長 : ほかにはありませんでしょうか。それでは次に進みます。資料 2-2 の総合的なアクセスと開発コストになります。こちらについてもお願いいたします。

委員 : ここのエリアではないのですけれども、八戸西スマートインターチェンジの取り付け道路というか、アクセス道路はどのようになっているのですか。国道 454 号に直接下りてくる感じになるのか、それともどこか別へ抜けるのか。

事務局 : 直接それは見ていませんけれども、資料 2-3 の図面でいくとスマートインターチェンジのところに整備中の半円が見えるのですけれども、ここの中には農地の中の小さい道路しかないものですから、多分国道 454 号から乗り降りするような出入り口になるかと思われまます。これはあとで確認をします。

委員 : そうですね。すごく近くにあるから魅力なのですが、上り下りとの絡みとか、国道 454 号とのアクセスが悪いと実は使えないとか、そういう状況も考えられます。

事務局 : 現況は国道 454 号が高速道路をアンダーパスしていますので、国道 454 号からの乗り入れに関しては高速道路に向かって上っていくと。

委員 : 要はそれが両方付くのか、片方なのか。

事務局 : 調べてみないとわかりません。

委員 : 多分それによって東京のほうから来た車がどのように下りてくるのか、それによって使えるか使えないか、すごく近いのですけれども、本当に使えるのかということですよ。

事務局 : この道路の向こう側というものはほとんど山なので、向うに出ることは多分ないと思うので、こちら側の中の 1カ所が出るのか、2カ所からも入っていけるのかということをお聞きしたいということですよ。

委員 : そうです。どのように出るのかということです。

委員 : 今あそこでは工事をしていますが、取り付け道路の工事か何かをしているのでしょうか。

委員 : だから何か図面はあると思うのです。

委員 : もうある程度形は出来上がっているのではないですか。今言ったみたいなものがもらえれば。

事務局 : 昨年少し聞いたときにはまだ用地買収をしているところだという話でしたので、今どこまで図面ができているかはあとで確認します。

委員 : 用地買収するということはある程度の形が出来上がっているのでしょうか。

委員 : この地図からすると右側ですね。

- 委員：そうですね。青森に向かって右側の道路を工事していますよね。
- 委員：だからこの候補地からすると別に問題ない。アクセス的には全く問題ないですよ。
- 委員長：ほかに何かありますでしょうか。ないようですので次に進みます。次はその他です。地区外付帯関連施設の改修などについてです。このところはいかがでしょうか。
- 委員：この課題の2つ目はどういう意味ですか。延伸となる可能性があって、あまり多くの水量は供給できないというニュアンスなのでしょうか。
- 事務局：国道454号沿いに150ミリメートルの管が通っていますが、水量によってはそれで耐えられない可能性があると同っています。候補地⑧の近くのJRを超える跨線橋のえんぶりっぢ、あそこに400ミリメートルの管があるので、水量によってそのシミュレーションを試してみないとわからないという意味です。
- 委員：やはり水は大事で、どんな企業でも水を使うところは絶対出てくる。
- 委員：工業用水を使うような企業が来ることはあるのでしょうか。多分ここだと工業用水として使うとすれば浅水川しかないと思う。三菱製紙のほうへ行っている管も大分薄くなっているみたいですね。よくわからないけれども、管を通したのは昭和40年ころでしょうか。水の中の砂などによって、紙やすりをかけたような状態になって、結構厚い管を埋めても薄くなってきていると前に聞いたことがある。やはり寿命というものはいずれ来る。県の工業用水だから県でやるのでしょうか、やるにしても水を止めるわけにはいかないから大変だと。
- 委員：北インター工業団地に工業用水管は敷設されているのですか。
- 事務局：入っていないです。
- 委員：入っていないですよ。臨海部の三菱製紙の辺りには県の工業用水が入っていますが、同じように水を大量に使う企業が入っていないということですね。
- 事務局：そうですね。使うにしてもエプソンアトミックスのように井戸を掘って使っています。
- 委員：普通の工業団地でも工業用水を使うような企業は入っていませんよね。
- 事務局：どちらかというと内陸型、あとは流通系とか、そういったものを想定していますので、水を多く使うところはそういう海岸部のほうになります。
- 委員：そういうことになりますよね。
- 事務局：工業用水そのものほとんど三菱製紙が使っているので、新たにほしいといってもないみたいです。どこかが権利を手放さないとなかなか水は買えないという状態です。
- 委員：ここは掘ったら水が出るのですか。どうなのでしょう。
- 事務局：何とも言えません。
- 委員：浅水川の伏流水を取るしかないのか、ただ、浅水川の水量もそんなに多いわ

けではないですから。

事務局 : 第二臨海工業地帯には大量の水を使う工場がありますけど、北インター工業団地は内陸型の工業用地で、電機や機械関係の製造業とか、そういう企業を対象とした工業団地ということでつくっていますので、そもそも工業用水を引く計画がなかった。新しい産業団地の開発地が決まったあとに基本計画でどういう団地にするかということで、内陸に造るということも含めてそこまで工業用水を引っ張るのかというところは、またこの先で検討する形になるかと思えます。北インター工業団地のような形で誘致活動というか、団地をつくっていくというのであれば工業用水は特段必要ないという可能性もあります。以上です。

委員 : 今は工業用水を使う企業はそんなにないと思えます。今いろんなところで工業団地をつくっていますけれども、ほとんど工業用水は入れていないのです。どちらかという地下水があるかないか、それが魅力になって企業を呼べるか呼べないか。地下水がないならいっそきおっしやっていましたけれども、流通とか別の業種を入れるとか、その辺は出てくると思えます。

委員長 : ほかに何かありますでしょうか。ないようですので、次に進みます。あとは残っている項目をまた一括して進めてまいります。土地の一団性、法的手続き、自然・社会環境と災害についてです。こちらについてご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

委員 : 各種規制の有無のところ、現状の2つ目、17年未経過と最後に書いてあるのですがこれはあと何年くらい残っていますか。県営根岸地区の最後のところですか。

事務局 : 水路は県営根岸地区基幹水利施設補修事業で、事業完了後から指定用途期間17年なので平成35年位までということになります。平成18年度に終了している事業なので、あと7年位残っているということになります。

委員 : その間であればお金を返さなければならないということですか。

委員 : これは面整備でやっているのですよね。その受益地全体がどれくらいあるのかわからないのですけれども、多分その受益地分の何分の1かだから大した金額ではないと思えます。多分そういう状況のはずなのです。ですからものすごく広い受益地の中の少しだけであればそれほど大した金額を返さなくてもいいけれども、その面積によっては金額が大きくなります。

委員 : 多分、今の馬淵川土地改良区でいえば、ここが一番上流になるのです。その下にいっぱい田んぼがあるから、この先のエリアは結構広くなると思えます。

委員 : それであればここだけでは大した面積にはならない。そんなにお金を返さなくてもいいと思えますよ。

委員 : そこの計算式がどうなっているのかわからないのだけれども。

委員 : 受益地がどのくらいあるのか、多分農政サイドはわかると思えますが、そん

なに大した面積ではないということであればという話しです。

委員長 : ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。これで候補地⑨を一通り
終わりといいたします。

審議案件 候補地毎の意見交換・議論 (3) 候補地⑩の概要等について

委員長 : 次に、候補地⑩に移ります。
候補地⑩の概要等について、事務局から説明をお願いします。

[資料に基づき事務局説明]

委員長 : それではまた工事の難易、地盤・地質から始めたいと思います。ご質問、ご
意見ありましたらお願いいたします。

委員 : 工事の難易の課題・検討事項で、水道供給とか雨水の流末、あとインフラ関
係の問題点が指摘されていますけれども、これはその次の資料の事業費を見た
ときにそれほどほかの事業費とあまり変わらないように見えますが、含まれて
いるのですか。何となく感覚的に安いような気がするのですけれども、その辺
はいかがなのでしょう。

事務局 : 含まれておりません。

委員 : 含まれていないのですね、わかりました。それも想定して考えるということ
ですか。

事務局 : そうなります。

委員 : 開発コストには何を入れているのですか。

オブザーバー : 絵を描いた範囲内の工事です。

委員 : 基本的には課題とか、ここに書いてあるものは入れていないという感じがす
よね。だからいろいろやらなければいけないことはありますよというのは、こ
れを決めてからの話なのですね。

委員 : ここの造成高といいますか、道路からずっと下がっているのですよね。道路
から1回落ちるところで1段あって、また落ちてという感じで、その辺が何と
なくわからないのです。場合によっては工事のやり方次第で安くできるかもし
れないと思ったのですが、このシミュレーション上の工事はどのようなものな
のか。

オブザーバー : 今の時点では資料3-3のカラーの下に開発イメージ図を見ていただくと、
大きなところは宅地で設定しているので、正直なところ不足土量は多めに出て
います。実際の工事は道路の勾配に合わせて、もっと細かく割るのか、それと

も大きな企業を想定して大きな区画にするのか、そういった検討が必要になってくると思います。

委員：小さくて見えない。面積や高さが入っていないのかな。

オブザーバー：あくまでも接続先の道路の高さのフォーメーションをにらんで、それに大体すりつくような形になっています。ついでに今の現況の道路より確かに高くはなるのですけれども、それなりに前後の道路の通りとそこを通られるという感じで平面上に落としています。

委員：あと北西の用水側はどのくらい大変なのですか。そのままではうまくいかないですから結構いじらないとだめですよ。

オブザーバー：調整池があるほうですか。

委員：そうです。一番端側というのですか、そこはどのようになるのですか。

オブザーバー：そうですね。少しこの辺は詳細な測量図というものが必要なのですけれども、どうしても調整池の配置は流末水路があるところに近いところ、一番合流しやすいところをねらって調整池をつくっていますが、ここは地形的に池をつくりやすい地形ではないので、非常に難しいところかと思っています。

委員：そうですね。

委員：防災工事の準備工としては大量の搬入土が必要ということで、私も見てそう思いました。候補地⑤と⑩は何となくそんな感じがしますよね。

委員：工事費の中で擁壁は金額にしてどの程度見ているのですか。

オブザーバー：擁壁という構造物は考えてはいないです。基本的に全部土の構造という形です。詳細な設計をするにあたって、どうしても高低処理のところでは高低差によってできないところはそういった構造物は必要になりますけれども、今の段階では基本的に全部盛土なり、土工という形での対応を考えています。

委員：都市計画図から見れば一番低いのは北の部分です。ここで一番高いところと比べると40メートルくらいの高低差があるのです。40メートルですので、例えば2段にすれば、単純計算で20メートルと20メートルの高低差が出ると思いますが、地区の延長が1,400メートルくらいありますから、20メートル掛ける1,400メートルではものすごい法面ができて、法面で仕上げるのであれば、結果的に分譲する土地が少なくなります。だから分譲率が62.3パーセントになるのは、それはそれで何となくわかるのだけれども、ただ、ここはすごい工事になりますよね。

委員：工事は可能だけれども、工事用の人たちがトラックだ、ダンプだと、いろんなものが運転しにくくて嫌でしょうがないと思います。

委員：40メートルくらいの高低差があるのですよ。それを横断する道路となれば、どこまで上げるかわからないけれども、今で大体10から13パーセントくらいの勾配です。しかも斜面が北向きだから、あの状態でやれば冬場に雪が降ると

大変なことになる。何らかの改良が必要になってくるし、そういう意味ではなかなか厳しいのかと思って見ていました。

委員：勤務のアクセスのことを書いているけれども、荷物を運んだり、何か緊急事態が発生した時は少しきつい部分がある。

委員：大変ですね。

委員：売るほうもが大変ではないかと思います。また、今言ったようにとても高低差があるところで、ボーリングデータがないということは如何ともしがたい。

委員：山のほうは削るから比較的いいのでしょうけれども、盛土をする谷側のほうはかなり深くなるのではないですか。これで擁壁をやるとなると事業費が何倍にも跳ね上がるでしょうからね。

委員：結論を出すわけではないけれども、ここはもうペケですよということ。地形を見たらある程度わかりますが、多分候補地内と資料にあるボーリング調査箇所では、ボーリング調査をやったら結果が相当違うと思いますよ。

委員：違うでしょうね。

委員：だからここに書いてあることに意味がないわけではないのですけれども、岩盤がどうかかわからないけれども、工事施工上の対応を要検討と書いてある。伊達に書いていないとつくづく思っていました。多分少しの検討ではないような気がする。だからだめということではないのですけれども、今日の段階ではやはりそのデータが少ないということもあるし、工事の難易でも少しほかと違う書き方をしている。地名はあまり言うことはないにしても、やはりこの地形のなせる業だと思いますよ。

委員：すぐそばに高速道路がありますが、NEXCOからそのようなデータはもらえないのですか。

事務局：最近のデータであればありますが、古いデータはなかったということです。

委員：高速道路は沈下したらすぐに足して、舗装をやって平らにするという発想の構造物です。線形構造物はどこかで割り切らないとだめという気がします。

委員：資料を見ますと近くで橋が2本架かっていますよね。橋を架ける際のボーリングデータなどはあると思うので、同じ山ですからもらえればすごく参考になるのではないかと思います。ないのであればしょうがないのでしょうけれども。

事務局：今先ほどのスマートインターチェンジの件でお手元に仮称八戸西スマートインターチェンジ整備事業の暫定平面図をお配りしております。高速道路には国道454号の2カ所から乗り入れできる形になっています。

委員長：ほかにありますか。それでは次に進みます。調整の有無と確保の難易についてお願いいたします。

委員：確保の難易のところと直接関係ないのですけれども、国土調査実施済みのところと関連して、北インター工業団地を始める当時、国調担当だったから会議

に出させてもらって、あのエリアは国調が終わっていたところだったのです。国調のデータは新産事業団で利用して団地造成をした。ところが造成後は国調で測ったデータは、筆の形が変わっているので使えないわけです。だから国土調査法 19 条 5 項指定を取るようお願いしようと言ったのですけれども、取った感じはない。あのときの会議の雰囲気もあまり乗り気の雰囲気ではなかった。国調サイドは多分、簡単に言うと結局そこで開発すればもう 1 回国調をやらなければならないということ。無駄なお金が掛かるので、どこか国調エリアを開発するのであれば、その 19 条 5 項指定を取るようにしたほうが役所全体として見れば無駄にならないのではないかと思います。これは経験上の話で申し訳ございません。

例えば区画整理をやっても 19 条 5 項指定を取れば、国土調査のエリアから外して、調査しなくてもいいことになるわけです。同等の制度があるということで認められます。それをやらないと穴が開いているという状態になって、もう 1 回やらないといけない。南部町では 1 回国土調査をやって、また今年辺りさらにやっているようですから、そのような事態もあり得るということです。開発をするのであれば、そのエリアは 19 条 5 項指定を取ったほうがよろしいのではないかと思います。昔は大変だったのですけれども、今は多分紙 10 枚くらいで済むはずで。始まったばかりのころは石堂が最初でしたか、あのときは大量に書類を作って、当時の建設省に宅急便で送りました。それで後から大量の書類を持参して大変でしたけれども、今は少量の書類で済んで手続きは簡単になっているはずで。測量の精度が取れば問題なく通るはずで。その辺は進めたほうがよろしいかと思います。

委員： 議論の視点とは違うと思いますが、ほかの候補地の優良農地はみんな米なり、畑作なり、作付けがされていました。現地確認のときにここは何もなかったような気がしたのです。使っていないというか、農地として機能していないと思うのですが。

事務局： 基本的に農用地区域に指定されているところは、現況に関わらず優良農地ということです。優良農地であるから農用地区域に指定されているということです。現況はあれですけれども、指定した当時は優良農地であったと思います。

委員： 今山林になっても、優良農地になっているところはありますよね。

委員長： ほかに何かありますでしょうか。それでは先に進めさせていただきます。次は総合的なアクセスと開発コストでございます。何かありますでしょうか。

委員： 北東のアクセス道は冬季に凍ったりはしないですか。やはり凍る可能性もあるでしょうから、そういう時に 4 トントラックとかトレーラーとかが登れるのかと。

委員： 低くして勾配をある程度緩くするとか、そういう形にする必要があるかもし

れない。

事務局 : 申し訳ございません、冬に通ったことがないのではっきりしたことは申し上げられないです。

委員 : 候補地⑨番のところからもアクセスできるでしょう。

事務局 : そうです。

委員 : あの橋を通るということは、大型車の荷重に耐えられるのか。最近建設してから大丈夫かな、でも丈夫そうな橋でもない、だから橋も影響あるのか。

委員 : 開発が必要だ。

委員 : 狭いのですよね。

委員 : ここは何もないところだが、特に多くの車が動くような道路だとか橋などは手当てしないと無理だと思いますよ。

委員 : そうですよ。

委員 : これなんか全体を見て最終的に決めなければいけない。

委員 : エリアだけでなくトータルでということですね。

委員 : 従業員の通勤は多少心配が残る、とあるけれども、従業員だけではありません。

委員 : 改修するといっても、どう改修するのでしょうか。

委員 : あの高低ではちょっとイメージが。

委員 : そうですね。

委員 : やはり擁壁を作っても道路には斜面が残ると思います。冬には凍ってスケート場みたいにならないか心配。

委員 : そうですね。真っ平らにはならないでしょうね。

委員 : やはり高低差があまりあるところを選ぶのは得策ではない。逆にこの候補地⑩を何とかする委員会であれば何でも工夫しますけれども、今は選ぶのが目的の委員会ですから。従業員の通勤が多少心配だとあるけれども、本当はもっと書くべき項目があるけど、この辺りだけでも相当検討しなければいけない項目だよということなのか。課題・検討事項に書いていないのは、対応のしようがないですよ。

ほかには排水がどうだとか、給水がどうだと書いてありますけれども。アクセスが3つか4つあって、この道を行けば滑らないということであればまだいろいろ・・・。

委員 : あの斜面は北向きですから、少し厳しいと思います。

事務局 : 国道454号からのアクセス以外の記載は資料にありませんが、資料3-3の下の図面の①の辺りの十字路を右のほうに行きますと国道104号に抜けることができる道路になっております。少し追加でお話させていただきました。

委員長 : ほかにありますか。よろしいでしょうか。それでは次に、その他の

地区外付帯関連施設の改修などについてお願いいたします。

委員：この場所に限らないのですが、供給電力の関係で難易度が非常に困難とか困難、どのくらいのハードルだと思えばいいのですか。結構困難が多いのですが、困難というと普通の感覚からするとだめだと言われているように感じます。候補地を最終的に判断するときこの辺がポイントになってくると思うので、困難をどのようにとらえているのか。

委員：何とかとのこと、とあるから電力会社に聞いたのですか。

事務局：電力会社に7候補地のエリアを示して、供給の目安といいますか、シミュレーションしていただいたということです。北インター工業団地では電力供給の余裕があるということです。そこをポイントにして引っ張るということです。そこからの距離が長くなると施工が掛かり、さらにそこに高速道路や川があれば、またさらにそこを越えなければならないので、いろいろ対策をしなければならぬ部分が出てくるということです。基本的には変電所からの距離が長くなれば困難になってくるということです。

委員：できないということではないのですか。

事務局：できないということでは聞いていません。

委員：多分電気をいっぱい使うということであれば、お金が掛かっても整備しますよというくらいの困難ということでしょうか。

事務局：今おっしゃったとおり、前回のところでも電力供給のところの話があったのですが、電力会社に照会して供給はできないわけではないけれども、段階として変電所から近ければ容易、になります。少し離れていると困難、それ以上離れていると非常に困難だという形での回答が来ていると状況です。これはできないのかと聞いたら、できないわけではないけれども難しいと。その度合いが非常に困難なほどより難しいという解釈だそうです。決して引けないとか、そういうことではないとご理解いただければと思います。

委員：今困難などという話がありましたけど、あの電線を引くところを見たことがありますか。簡単ですよ。電柱を建てれば、ヘリコプターにドラムを合わせて停めてそのまま引っ張っていくのです。あれを見ると本当に簡単に引いているように見えます。あれに上がって作業をする人は大変だと思うのだけれども、線そのものはヘリコプターに電気の線が巻いてあるものを合わせて、引っ張りながら飛んで行くのです。あとは電工の方がうまくやっていく。それを見ていると、その気になれば川とかそういうものは関係なく感じます。

委員：そういう問題と、多分土地の所有者と交渉をしていかなければいけないという問題もあると思うのです。

事務局：前回もお話ししましたが、高压線の下は地役権を設定する、あと鉄塔の部分は基本的には買っているということで、その交渉が必要だということです。

- 委員：ただこの間もお聞きしたとおり、鉄塔の下に地役権がありますかといえば、地役権は付いていないという、確かそういうお話しではありませんでしたか。
- 事務局：候補地④の移設したところは付いていませんけれども、既存の高圧線の下には地役権が設定されてあるはずです。
- 委員：地役権が付いているということは、お金を払っているのでしょうか。
- 委員：鉄塔のところは全部買っているのですよね。
- 委員長：ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次で最後になりますが、土地の一団性、法的手続き、自然・社会環境、災害についてお願いいたします。特にございませんでしょうか。それでは特になしということで、以上で終わります。一通り3候補地を議論してまいりましたが、最後に全体を通して何か言い残したこと、気が付いたことがございましたらご発言をお願いしたいと思います。
- 委員：候補地⑧と⑨の一団性のところで、現状の2つ目、シミュレーションエリアの有効利用率というところと、分譲用地率とあるのですけれども、この違いはあるのですか。
- 事務局：大変失礼いたしました。間違いです。資料1-1のシミュレーションエリアの有効利用率は分譲用地率のことです。大変失礼しました。
- 委員長：ほかにはいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

その他

- 委員長：一応本日の議題はこれで終了という形になるのですが、この会議で冒頭皆さんに申し上げましたとおり、前回の会議で議論した候補地の中で議論項目によっては若干意見がなかったというか、空白のところがありました。もし皆さんのお時間が多少あるようでしたら、前回の抜けている部分について、皆さんが資料をお持ちであればやりたいと思うのです。皆さんのご同意がないとできませんので、いかがでしょうか。
- 委員：抜けた部分はどんなところですか。多分私は網羅しているつもりだけれども、ただ一言少ないことがあるのかもしれないけれども、そこは問題なしという程度と想ったりした。特に課題があるとか、議論したほうが良いという部分はいっぱいやったという感じはあります。短時間でできるのであればいいのです。
- 委員長：多少は掛かると思います。それとももう少しある程度全体をまとめた上でやるかですね、そのほうがわかりやすいかもしれないですね。
- 委員：次回は休みの日の開催だから、ある程度準備ができる。いや12時半まででもいいよ。今からなら少し延ばすということ是可以する。

事務局 : 予定では次回の委員会で前回、今回で出ました意見を横並びにして資料に落とし込ませていただきまして、メリット、デメリットのご意見をいただいて、それを比較して、さらに比較した意見交換をしていただくかと思っております。例えば先ほど委員長がおっしゃったように、前回の委員会で触れられなかった項目については空白で皆様のほうに資料がお届けになります。そういったところでそのままいいのか、意見が出ていなかったのがどの辺りかはこちらで把握してましたので、その辺りをお知らせして少しお話をさせていただいたほうがいいのかということでございます。

委員 : もしかしたら今日も触れられていないところがあるかもしれないですね。

事務局 : 前は最初のうちは議論項目ごとにやってきたのですが、途中から議論項目に関係なく話をさせていただこうという形で、途中から議論のやり方を変えたものですから、1つ1つ検討してきていなかったということです。全く触れられなかったところもありました。そこを諮っていただいて、ないのであればないのかもしれませんが、今日みたく最後の部分を検討して諮りましたが、結果的に皆さんから意見が出なかったということがあります。できればもう1度この部分が出ていないということをお示した上で、その上で特にならなければいけないでしょうし、逆に言ったつもりだったけれども発言することを忘れていたとか、そういうことがあればと思っておりました。できればもし時間が許すのであればもう1度諮っていただいて、そうすると次回の会議のときにまた横並びにしたものが入っているような状態で、横並びで比較して足りない部分があれば議論はしやすいのかと思っております、今回そのような形でいかがかということでお話しておりました。

委員 : 次回の資料をいただいてからのほうが話しやすいのではないですか。こっちでは言ったけれども、こっちはもうわかっているから言っていないということは確かにある。同じことを全部言わないですね。例えば候補地②のほうでも言ったから、これは候補地④も一緒だということについては多分言っていないと思うのです。それから実は法規制のほうで言っているのだけれども、別のほうにも絡んでくるとか、整理されるときにどっちに入れているかによっても、これはこっちにも入れてくださいという意見も出るかもしれません。その整理されたものを見ないと、ここの部分が抜けていますと言われてもなかなか言いにくいのかと思います。

委員 : 最終的に1つ絞り込むということだと思っておりますけれども、段階としてずっとこのまま今出ているいくつかの候補地をずっと同じように議論していくのか。それとももう1回絞り込みをして、そこでもう1回いくつかについてしっかりと議論をするのか、どちらなのかということはどうなのでしょう。

事務局 : 最終的には第1回目の会議でもお話をしたとおり、一番優れていると思われる

る点を1つ選んでいただきます。次に次点のものを選んでいただくということです。その2つを市長に報告いただくことで考えていました。流れとしては次回、今まで議論していただいたものを横並びの資料に出して、その中で今度はここがいいのではないかと、あそこがいいのではないかと比較討論をしていただく。その次の12月になりますけれども、できれば投票という形ではなくて、委員会の中でどれがいいのかということ、委員の皆様のご意見として1位のものを出していただければ一番よろしいのかと思っています。

その進め方に関しては、今のところは議論でどこかにするかを選んでいただくことがいいかと思っております。また段階として、例えば次の横並びにしたときに皆様のご意見の中でここからここはもういいのではないかと候補地があれば、そこは除いて次のもう1回のときに、最後そこだけを集中してやるというやり方も当然あると思います。次回とその次で決定していただくという形で考えておりました。

委員長 : どちらかといえばここはもうだめだというほうが早いような気がする。そうすると大体残ってきますから、そこから議論したほうが早いと思うのです。

委員 : だめだよねというところもあるけれども、選ぶ基準値とは言いませぬけれども、例えば私の分野で言えば杭の長さは短いほうがいいと言えば簡単なのです。さっき言ったN値50がどこにあるということで、あれで決まったりだとか。あるいはコストが安いほうでいこうといったら、2、3つ。あれはばらついてますよ、安めのもの和高めのものとか。ただそれ以外にあそこに書いてある課題と検討項目という辺りも加味して決めなければいけないのだろうなど。取得の難易というものは私の判断はなかなかむずかしい。あの数がどれだけ大変なことになるのか、まだ説明を受けていないので。そんなに気にしなくていいということなのか、作業するほうとしては土地の買収などがあるので210とか170という数が大変なことなのか、あるいはそうでもないのか、その辺りは決めるときにお知らせしてもらわないと。

事務局 : 今までは状況を見てご意見をいただく流れでしたのでよかったと思います。いざ決定、比較となりますと、今度はさらに細かく知りたい情報等が必要になってくると思います。実は皆様からもう既に1月に1回余分にご予定をいただいておりますので、もし議論が尽くされず決定が延びる場合はそこでもう1回。さらに最終的に市長に答申をする場合は、選んでいただきましたトップのものがなぜよかったのかという意見、さらにはそこを進めるにあたっての注意点といいますか、付帯意見、そういったものも少し必要になってきますので、その辺も含めて次回、その次にお話をいただくような中身になるかと思っております。最終的に決まったあとで、最後また1月になぜそこを選んだのかの意見集約というか、報告書の中身についてご協議いただくという流れになります。資料を

見てからということであれば、次回そういった資料をご用意させていただきます。

委員長： 熊谷委員がおっしゃったように基準がないとぶれてしまうので、やはりそこをはっきりと明示していただくということだと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局： 承知いたしました。先ほども申し上げましたとおり、再度議論に対して必要なデータがありましたらメールでも結構でございますし、お電話でも結構でございますので、事務局へお問い合わせいただければと思います。

委員： 地権者の数を見ても地区によって倍くらい違います。90人のところもあれば、180人、190人というところもあり、我々はこちらだとやればいいのだけれども、人数が多ければ多いほど皆さんが大変ではないかと思う面もあるわけです。筆数ではなく権利者数でいかなければならないと思います。

委員： 馬渡委員からも意見がありましたが、耕作者が多いからここはやめようという話があるのか、ないのかということが少し気になっていた。ただ開発するとすると誰かにほかの仕事に就いてくれと言わざるを得ないのだけれども、ただそれが100人ならやめて、50人ならいいとなるのかどうかです。

委員長： 難しいですね。

委員： そうなると代替え地を求めるという方もあるかもしれない。

委員： おっしゃるとおり、もう年だからやめたいという人ばかりだといひ。

委員： ありがたい話でしょうから。

委員： 卸売団地にしても、類家にしても、昔は田んぼだったところで、ああいう形で現実に開発されてやっているわけですから、そういう意味では不可能ではないわけですね。あの辺も昔は優良農地だったのでしょう。我々からするといかに安く分譲できて、アクセスがよくて、建設するためのコストもできるだけ掛からないようなところとなる、結局そういうことになりますから。

委員： 立地する方はそうなるでしょうね。

委員： やはりアクセスなども、微妙なところで相当差が出るのだらうと思っている。だから段々と絞っていく。1月にもやることになるのかと覚悟はしていました。いい意見がでたので、これはやめようと言いたい部分はある。やはり7候補地で投票するよりは・・・。

委員： そうですね。2つ、3つに絞っていくほうがいいですね。

委員： その中で議論していけば話も早くなると思いますよ。

委員： 決して全部がマイナスのものばかりではなくて、もういろいろふるいにかけていいものを、候補として適しているものばかりが入っているならばいいですけどね。議論は出るとは思いますけれども。選ぶよりは落とすほうを決めるほうが予行演習で。

- 委員 : 1つか2つはあるのではないか。それでも人によって考え方が違うので、その辺りはわかったほうが1位を選ぶときも参考になるかと思います。
- 委員長 : それでは皆様のご意見もまとまりつつありますので、本日はこれで審議を終了させていただきたいと思います。それでは事務局お願いします。
- 事務局 : それでは事務局から次回の会議についてご案内いたします。当初予定しておりました会議の日程が委員の欠席が多かったものですから、皆様に再調整していただきまして変更いたしました。次回は11月23日水曜日、午前10時から、場所はここではなくて市役所の別館、背の高いほうの建物の2階の会議室Bというところで開催させていただきます。祝日になり大変申し訳ございませんが、後日案内文を送付いたしますので、よろしくお願ひしたいと思っております。これをもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。本日はどうも長い間ありがとうございました。